

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本市では、市民の消費生活の安定と向上を確保するため、本市及び事業者の責務並びに消費者等の役割を明らかにするとともに、消費者の利益の擁護や増進に関する本市の施策についての必要事項を定めた「広島市消費生活条例」（以下「条例」という。）を平成18年（2006年）10月に公布し、平成19年（2007年）4月に施行しました。その後、平成24年（2012年）3月に基本計画の策定に係る規定を追加した一部改正を行い、同年4月1日に施行しました。

この条例に基づき、消費者問題の複雑化・多様化など消費者行政を取り巻く社会の変化に適應するため、平成25年（2013年）3月に「広島市消費生活基本計画」（以下「第1次計画」という。）を、平成30年（2018年）3月に「第2次広島市消費生活基本計画」（以下「第2次計画」という。）を策定し、消費者施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

この度、第2次計画の計画期間が令和4年度（2022年度）で満了することから、新たに「第3次広島市消費生活基本計画」（以下「第3次計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置付け

第3次計画は、条例第7条の2第1項の規定に基づく基本計画であり、かつ「第6次広島市基本計画」の部門計画として位置付けます。

また、消費者教育を総合的・一体的に推進することを目的とする「消費者教育の推進に関する法律」第10条第2項の規定に基づく「市町村消費者教育推進計画」としても位置付けます。

3 計画期間

令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを行います。